

お知らせ

自動車税(種別割)は4月1日の車検証上の所有者に課税されます

自動車の売却や廃車、住所・氏名の変更などがあつた場合は、3月31日(金)までに運輸支局で車検証の変更手続きをしてください。手続きをしないと、使用していない自動車に税金が課税されるなどトラブルの原因となります。

※車検証の住所変更が間に合わない場合は、一時的に納税通知書の送付先を変更できます

※☎から手続きできます

問 ・自動車税(種別割)について…県自動車税事務所(☎027-263-4343)、県行政県税事務所
・登録について…関東運輸局群馬運輸支局(☎050-5540-2021)

特別弔慰金の請求受け付け

戦没者の遺族に支給する特別弔慰金の請求期限が近づいています。期限を過ぎると、受ける権利がなくなりますので、早めに請求してください。

内 額面25万円、5年償還の記名国債

対 ・戦没者などの死亡当時の①子②父母③孫④祖母⑤兄弟姉妹⑥戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があつたおい・めい、などのうち優先順位の高い遺族の代表者

・2年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受け取っていない人
受 3月31日(金)まで
請求方法 所定の請求用紙
請求用紙配布場所・請求先 住所地の市役所・町村役場
問 県庁国保援護課(☎027-226-2671)

太陽光発電設備や蓄電池などを初期費用0円で導入しませんか

県では、太陽光発電による再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいます。その一環として「ぐんま住宅用太陽光発電設備等初期費用0円事業」を実施しています。

本事業では、事業者から太陽光発電設備や蓄電池などを県内住宅に初期費用無料で導入する事業プランを募集し、県による審査・登録の上、事業プランを公表しています。ぜひ自宅に合った事業プランをご検討ください。内容の詳細な説明や見積もりなどを希望する場合は、各事業者に直接お問い合わせください。

主な特徴

- ・太陽光発電設備や蓄電池などを初期費用無料で導入できます
- ・契約期間終了後は導入した太陽光発電設備や蓄電池などが無償譲渡されます
- ・月々の支払いには太陽光発電設備や蓄電池などの故障時の修理・交換サービスが含まれます
- ・地震や台風などの自然災害による停電時でも電気を確保できます

・脱炭素社会の実現に貢献できます
対 県内の住宅所有者
申 各事業者(事業プラン登録事業者)
他 詳しくはHPをご覧ください
問 県庁グリーンイノベーション推進課(☎027-897-2752)

高校生自転車交通安全動画コンテスト入賞作品決定

県は、高校生の通学時1万人当たりの自転車事故発生件数が8年連続最下位となっていることから、動画制作を通じ、高校生自身が自転車の交通安全について考える機会とする「高校生自転車交通安全動画コンテスト」を実施しています。

今回は、県内の高校から130作品の応募があり、県立高崎女子高校の「交通安全ミュージカル劇場」が最高賞を受賞しました。入賞した6作品は、県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で公開していますのでぜひご覧ください。

問 県庁道路管理課(☎027-226-2388)



県立高崎女子高校演劇部3班の「交通安全ミュージカル劇場」

「群馬県歴史の道シリーズパンフレット」販売中

古い街道を分かりやすい地図で示し、街道沿いの文化財を数多く取り

上げ、豊富な写真で紹介しています。県内各地に残る歴史の道と周辺文化財をお楽しみください。

¥ 8分冊=600円(税込み)、7分冊=525円(税込み)

販売場所 県庁県民センター、各県行政県税事務所、県立歴史博物館、県埋蔵文化財調査事業団

問 県庁文化財保護課(☎027-226-4684)



マイナンバーで手続きが簡単に

さまざまな申請手続きの際に、住民票などの必要書類をそろえるのに苦労したことはありませんか。

マイナンバー制度の「情報連携」の開始により、マイナンバーを用いる行政手続きで、住民票や課税証明書などの添付書類を省略できます。

「情報連携」とは 行政機関や地方自治体がそれぞれ保有している個人情報、必要な範囲でやりとりすること添付書類を省略できる手続き 児童手当や介護保険などの地方自治体の手続きの他、健康保険やハローワーク関係の手続きなど

他 詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください

問 県庁業務プロセス改革課(☎027-226-2339)

新型コロナウイルス関連情報

マスクの着用に関する考え方が変わります。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

3密(密集・密接・密閉)を避けることや、十分な換気、手洗いの徹底などは感染予防に有効です。引き続き基本的な感染対策をお願いします。

3月13日(月)以降のマスク着用の考え方について

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが、13日以降、**マスクの着用は屋内外問わず個人の判断が基本となります**。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮をお願いします。

ただし、以下の場合には注意してください。

周囲の人に感染を広げないために

マスクを着用しましょう

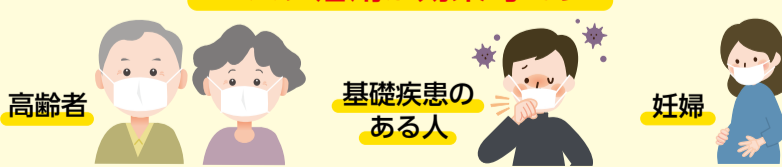


医療機関を受診する際や医療機関・高齢者施設などを訪問する時

通勤時など混雑した電車・バスに乗車する時

自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



重症化リスクの高い人が感染拡大時に混雑した場所に行く時

県ホームページでメッセージ公開中!



新型コロナ拡大防止メッセージ

最新情報はこちら



県ホームページ



県感染症情報ツイッター

抗原定性検査キットの事前購入にご協力をお願いします

発熱などの体調不良時に備えて、あらかじめ新型コロナの抗原定性検査キットや市販の解熱鎮痛薬を購入し、自己検査や健康管理への備えをお願いします。

◆自分で検査をして陽性だった場合

「医療機関を受診する」か「県健康フォローアップセンターへの登録」のいずれかを行ってください。

・小学生以下、65歳以上の人、基礎疾患のある人、妊娠中、医師の診察や薬の処方希望する人→**医療機関に相談の上、受診をお願いします。**

・上記以外の人(症状が軽く、自身で医療機関の受診は不要と判断した人)→**原則自宅療養となります。県ホームページから陽性者登録フォームへの登録をお願いします。**

チェック 検査キットは国が承認したキットを使用しましょう!

※「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示されています

体外診断用医薬品

新型コロナウイルス抗原定性検査キット

購入時に薬剤師から使い方などについて説明があります

研究用

新型コロナウイルス抗原定性検査キット

「医薬品」との表示はありません

陽性が判明した場合の支援窓口

▶**県健康フォローアップセンター** ☎027-225-2125
午前8時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日を含む)

▶**県受診・相談コールセンター** ☎0570-082-820
上記時間帯以外で、体調悪化時の急を要する場合

▶**陽性者登録窓口(キットでの自己検査陽性による登録に関する問い合わせ)**
☎050-5530-2901 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を含む)

問 県庁感染症・がん疾病対策課 ☎027-226-3407